

TEL 095-825-1132  
 FAX 095-827-3658  
 E-mail info@nagatakaikei.co.jp  
 URL http://www.nagatakaikei.co.jp/

## 生前贈与を行う場合の留意点

親から子や孫へ、夫から妻へ、毎年多額の資産の贈与を行い、贈与税を納めることで、相続税対策とする手法があります。相続税対策として贈与を行う場合の留意点を解説します。

### 贈与税とは

贈与税は1月1日から12月31日までの1年間で贈与を受けた財産に課される税金です。財産の贈与を受けた方（受贈者）は、その年1年間に贈与を受けた財産について、翌年3月15日までに贈与税を計算し申告納付します。

### 贈与税の計算（原則的な暦年課税）

贈与税は、贈与を受けた財産の価額から基礎控除を差し引き、税率を乗じて計算します。

- ①その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与によりもらった財産の価額を合計する。
- ②①から、基礎控除（110万円）を差し引く。
- ③②に税率を乗じる。

上記③の税率は贈与者と受贈者との関係（間柄）によって適用する税率は異なりますがいずれも課税される価格（課税価格）が高くなればなるほど、税率が上がる『超過累進税率』を採用しています。

#### ●贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	特例税率(※)		一般税率	
	税率(%)	控除額(万円)	税率(%)	控除額(万円)
200万円以下	10	—	10	—
300万円以下	15	10	15	10
400万円以下			20	25
600万円以下	20	30	30	65
1000万円以下	30	90	40	125
1500万円以下	40	190	45	175
3000万円以下	45	265	50	250
4500万円以下	50	415	55	400
4500万円超	55	640		

※成年者が直系尊属(父母・祖父母等)から贈与を受けた場合に適用。義父母や義祖父母などからの贈与には適用されません。

## 相続税との比較

相続税も贈与税と同様、財産の価格から一定の控除額を差し引き、その残額に対して税率を乗じて計算をします。税率も『超過累進税率』ですが、右表のとおり、課税される財産の額が同じであれば、贈与税の方が相続税に比べて税率が高い

ため、見た目には贈与の方が不利と考えられがちです。しかし、贈与税の暦年課税であれば、年間110万円の基礎控除があります。

10年贈与をすることで、1100万円分を課税されずに贈与することが可能です。

## ●贈与税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	税率 (%)	控除額 (万円)
1,000万円以下	10	—
3,000万円以下	15	50
5,000万円以下	20	200
1億円以下	30	700
2億円以下	40	1,700
3億円以下	45	2,700
6億円以下	50	4,200
6億円超	55	7,200

## 贈与の留意点

### 1. 連年贈与

連年贈与とは、当初約束した総額を数回（数年）に分けて贈与する、ということが約束されているような場合をいいます。この場合は、分割して贈与したそれぞれの額ではなく、当初約束した総額に対して贈与税を計算します。

### 2. 名義預金

単に預金の名義を変更しただけ、といった、実質の所有者が贈与者であることをいいます。

これらの他、相続開始前3年以内に相続人に対して行った贈与は、相続税の課税対象になります。したがって、直前の対策では相続税の課税を免れません。贈与はコツコツと長期間にわたって行うことで大きな対策となります。計画的に進めることが大切です。

なお、贈与税には、暦年課税の他に贈与税・相続税を通じた課税が行われる「相続時精算課税制度」がありますが、ここでは説明を割愛しています。

## 社員紹介コーナー

令和3年4月に入社しました岩崎 弘正と申します。

以前は医療機器小売業で営業職をしておりました。今まで携わってきた仕事の内容と全く違う職種で、たくさんの業務を教えて頂きながら日々過ごしております。会計・税務・総務といった面から皆様のお役に立てるよう頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。



MS第1課 岩崎 弘正

## 社員からのコメント

山田：とても怜幅のいい、頼もしそうな男性に入社していただきました。人当たりがものすごく丁寧で優しく、親しみが持てます。体格の割に目がとても愛くるしいのがチャームポイントです(笑)。前職が営業でしたので、しっかりとした経営相談が出来るよう期待しています。

矢野：業務に対し真摯に取り組む姿勢や、明るい性格にとっても好感が持てます。慣れない業務が多く大変ですが、一緒に頑張っていきましょう。